



4-3

琵琶湖のごみ

県内でポイ捨てされたり、流出してしまったごみは河川を通じて琵琶湖に流れ込み、景観を損なうなど様々な問題を引き起こしています。そのため、県下全域を対象に環境美化活動を実施し、ごみの回収を進めています。

1. 琵琶湖岸の漂着ごみ、湖底ごみ

県内でポイ捨てされたり、知らない間に流出してしまったごみは雨や風で河川に入り、琵琶湖に流れ込んでしまいます。流入したごみは湖岸に漂着したり、湖底に堆積してしまいます。

2015(平成27)年3月の琵琶湖岸漂着物等実態把握調査報告書によると、漂着ごみの組成は重量比でプラスチック類が35.6%、ガラス・陶器類が18.5%、ゴム類が17.8%となっていました(流木や植物片、水草を除く)。

また、2019(令和元)年6月に実施された守山市赤野井湾での湖底ごみの実態把握調査によると、体積比で湖底ごみの約75%がプラスチック類でした。使用年代が10年以上前と思われるものが含まれており、長期にわたり湖底に蓄積されているものも存在すると思われます。

漂着ごみ、湖底ごみは美しい琵琶湖の景観を損ない、プラスチック類はマイクロプラスチックの発生源となることや生態系への影響も懸念されるため、ごみの流入を抑制するとともに、回収を進める必要があります。



写真4-3-1
琵琶湖岸に漂着したごみ

2. 環境美化活動

滋賀県では、1992(平成4)年に施行された「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」に基づく5月30日、7月1日および12月1日の「環境美化の日」を基準日として、県下全域を対象に環境美化活動を実施しています。この活動を通して、湖岸に漂着したごみの回収を行うとともに、河川でも清掃を実施することで、琵琶湖へのごみの流入を抑制しています。開催にあたっては県民等に周知を行っており、2023(令和5)年度の総参加者数は197,019人となり、回収したごみの総量は855トンとなりました。



写真4-3-2
琵琶湖岸での環境美化活動の様子

循環社会推進課